

第5回豊岡市大交流ビジョンの実現に 向けた財源のあり方検討委員会

2020年1月27日

大交流ビジョンの実現に向けた 財源のあり方に関する議論のたたき台

1. 豊岡市における観光産業（宿泊業、飲食サービス業）は、産業規模が最も大きく、かつ、最も外貨を稼ぐ産業であるため、基盤産業の一つとして位置づけ、多くの投資を行っている。
2. 観光市場は世界的に成長産業であり、日本においても訪日外国人観光客が増加している。今後は、インバウンドの取り込みがさらに重要になってくる。
3. 地域間競争が激化するなか、地域経済の活性化のためには、観光産業へ戦略的、持続的な投資をしていく必要がある。
4. 本市の歳入は、国からの交付金等の縮減や人口減少に伴う財政規模の縮小により、急速に悪化していく。
5. 本市の歳出は、社会保障関係経費や公共施設改修費が大幅に増加するため、観光関係事業に充てる予算も削減せざるを得ない。
6. 大交流ビジョンを実現するためには、観光振興を目的とした安定的な財源を確保する必要があるのではないか。

財源のあり方に関する市の考え方

人口減少や高齢化などにより財政状況が悪化する中、本市の基盤産業である観光産業が厳しい地域間競争に勝ち抜いていくためには、戦略的、持続的に投資を行っていく必要がある。

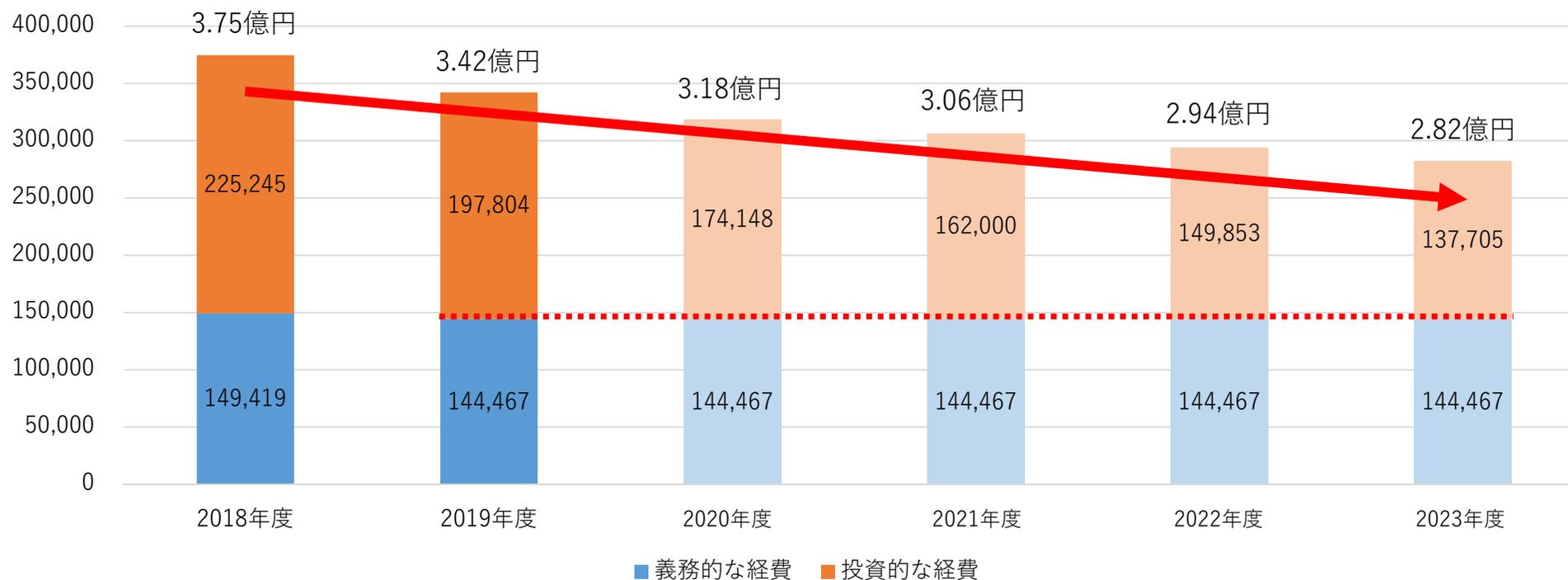
そのためには、行財政改革を進めつつ、財政状況に左右されない新たな財源を確保する必要がある。

そこで、本委員会において新たな観光振興財源のあり方について具体的な検討を進めてもらいたい。

市全体予算の見通しから推計した観光関連事業費の推移

- 財政状況の悪化により、市全体の予算規模を縮小せざるを得ない状況
- 観光分野に限らず、他の分野も含め事業費を減額せざるを得ない状況

単位：千円



※ 2018年度、2019年度は実績（当初予算）。2020年度以降は、市全体の政策費総額の減少率を適用して推計
2020年度以降、義務的な経費を固定し投資的な経費額を算出

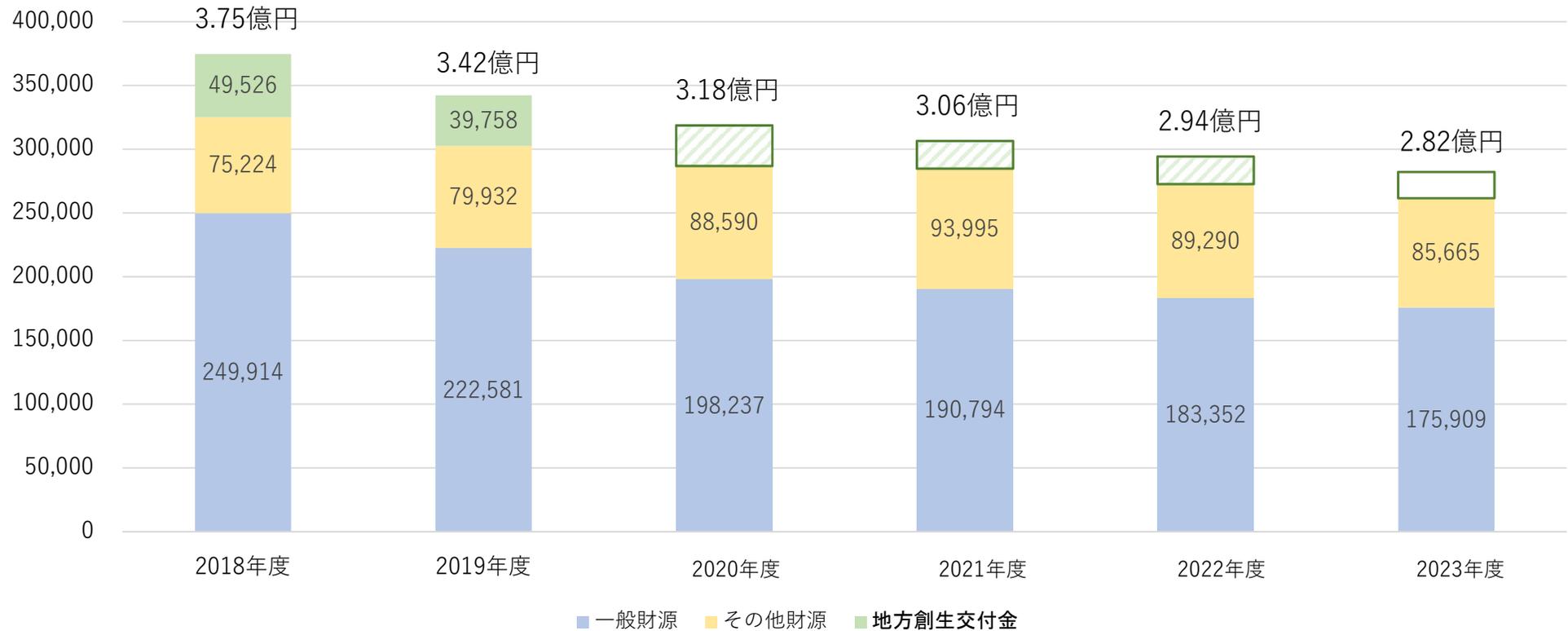
※ 義務的な経費：団体等への負担金、施設管理費（工事や大規模改修などを除く）

投資的な経費：義務的な経費以外（観光振興のための事業費、観光協会等への補助金、各地域振興局におけるプロジェクト事業、工事・大規模改修等）

観光関連事業費の推計（財源ベース）

- 観光関連事業費は地方創生交付金を原資として事業実施している比重が高い。
- 地方創生交付金は廃止・縮小が見込まれるため、観光関連事業費の予算規模の確保も困難な状況

単位：千円



※ 2018年度、2019年度は実績（当初予算）。2020年度以降は、市全体の政策費総額の減少率を適用して推計

※ 義務的な経費：団体等への負担金、観光協会等への補助金、工事や大規模改修などを除いた施設管理費、施設管理等の委託料
 投資的な経費：義務的な経費以外（観光振興のための事業費、各地域振興局におけるプロジェクト事業、工事・大規模改修等）

想定される新たな財源の使途

世界が憧れる豊岡のローカルを体感し、長く滞在できる場所の実現

○ 「豊岡のローカル」の保全、磨き上げ

例) 街並みの保全・魅力の向上、宿泊施設のバリアフリー化支援などの受入
環境整備

○ 城崎温泉と周辺観光地との連携

例) 二次交通の整備、新たな交通モードの導入、パークアンドライド

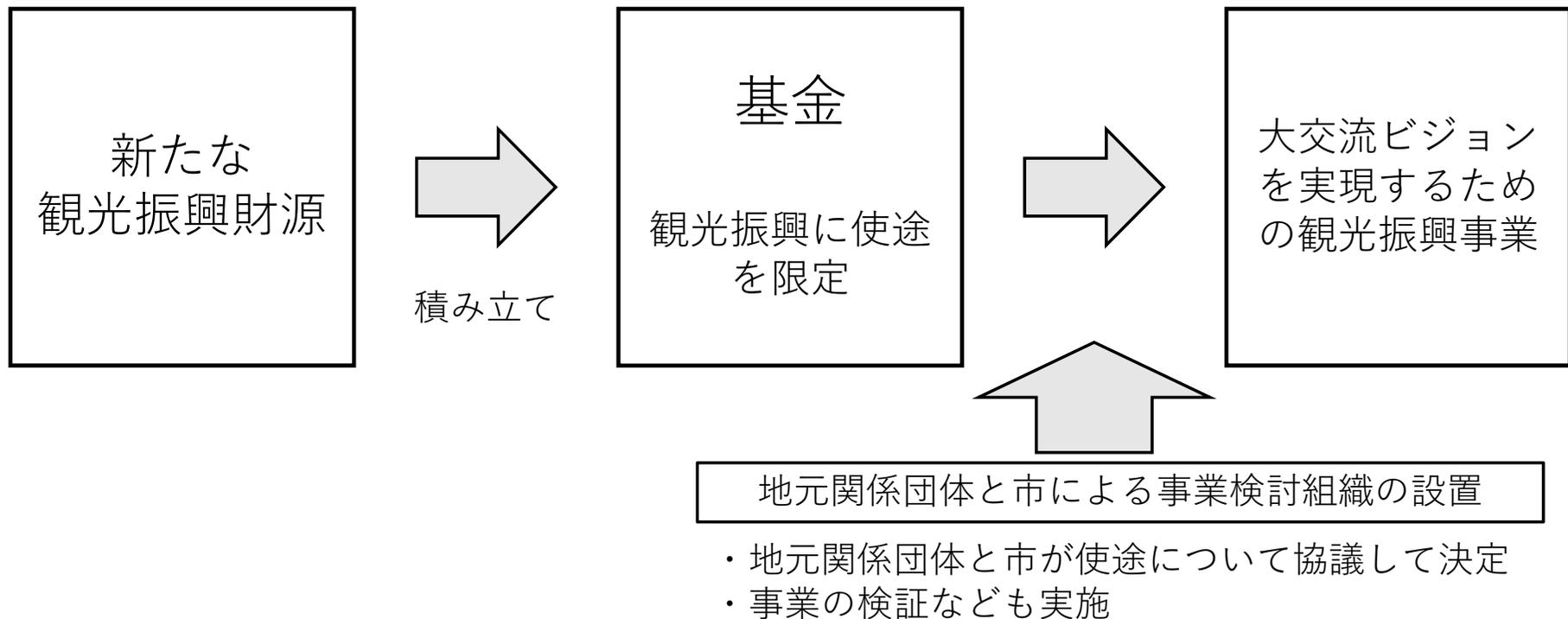
○ 観光による市民の生活の質を高める環境づくり

例) 市民が観光を楽しむ仕組みづくり、雇用環境の改善、働き方改革

○ 持続性を確保する仕組みの構築

例) 観光地マーケティングの強化（インバウンド・国内）、
民間事業者とのパートナーシップ、専門職大学と連携した人材育成 5

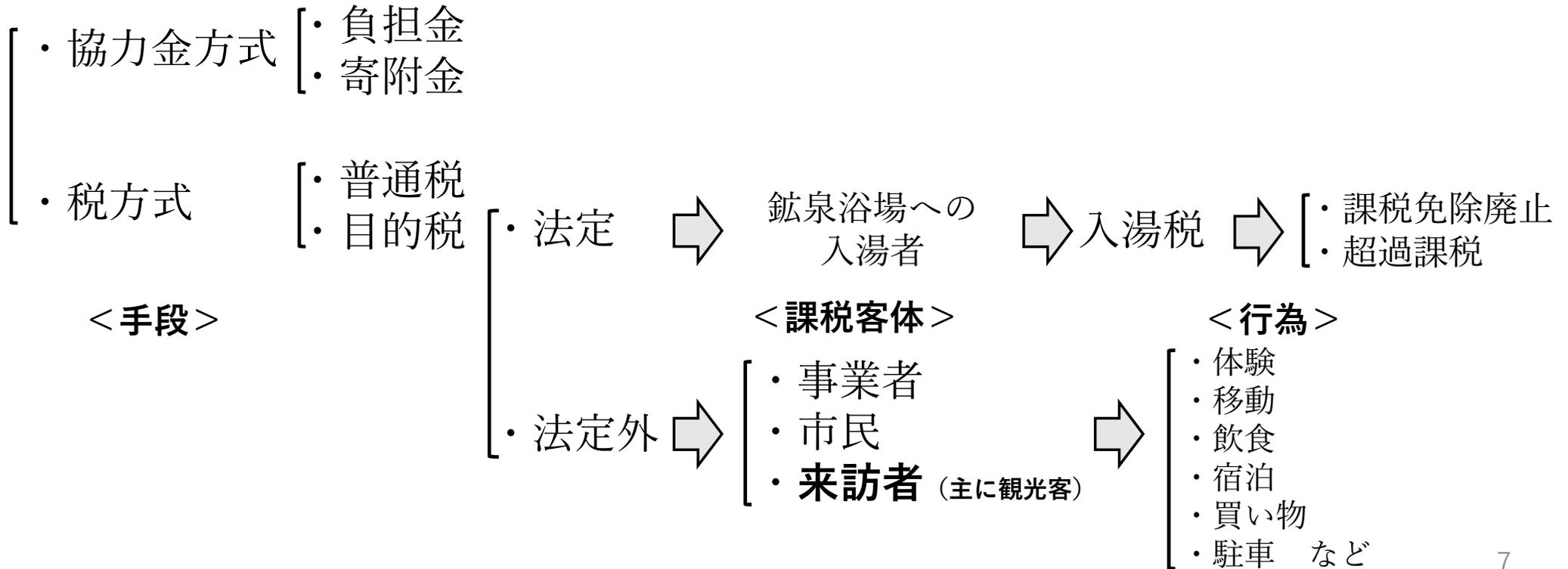
新たな観光振興財源の運用方法（イメージ図）



負担を求める手法等に係る論点整理

— 他の自治体の事例を踏まえた整理 —

【目的】大交流ビジョンの実現（観光振興）



法定目的税「入湯税」の概要

1 用途

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する経費

2 課税主体

鉱泉浴場所在の市町村 ※鉱泉浴場：温泉法にいう温泉を利用する浴場

3 課税客体

鉱泉浴場における入湯行為を行う者

4 納税義務者

鉱泉浴場における入湯客 ※宿泊者は1泊につき、日帰り客は1日につき課税

5 税率

入湯客1人1日150円を標準とする。（豊岡市：修学旅行又は団体による競技のための学生等50円）

6 課税免除（豊岡市の場合）

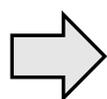
- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 日帰り客の利用に供され、その利用料金が1,000円以下（消費税を含む。）の施設に入湯する者

「手段」の検討

出典：全国知事会「第3回新しい地方税源と地方税制を考える研究会」資料を基に作成

- 本市の観光振興に必要な新たな財源を、安定的かつ持続的に確保することが可能か。
- 観光振興施策や公共サービスの受益者を個別に特定し、受益の範囲を明らかにすることが可能か。

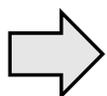
種類	事例	規模	安定性・継続性	受益と負担
負担金	特別の利益関係等を有する者から受益等の程度に応じて徴収 【主な事例】光熱水費等使用者負担金	受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的	特定の事業に係るため安定的であるが継続的な確保が難しい	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある
分担金	特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収 【主な事例】急傾斜地崩壊対策事業費分担金			
使用料	行政財産又は公の施設につき必要とする経費を限度に徴収 【主な事例】温泉使用料	施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的	安定的・継続的な確保が可能	
手数料	特定の者に提供する役務に対し、費用を補うため又は報償として徴収（事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益を勘案して定める） 【主な事例】督促手数料、ごみ処理手数料			
寄附金	相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受ける 【主な事例】ふるさと納税、コウノトリ豊岡寄附金	対象者の設定により規模の確保は可能	善意や協力に基づくため、安定性や継続性の確保が難しい	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない
地方税	【主な事例】 ・市民税、固定資産税（法定普通税）、入湯税（法定目的税） ・別荘等所有税（法定外普通税）、宿泊税（法定外目的税） ※目的税：特定の費用のために課される税 （⇔ 普通税：収入を一般経費の財源に充当） ※法定外税：地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税	対象者の設定により規模の確保は可能	安定的、継続的な確保が可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能



規模、安定性・継続性、受益と負担の視点から総合的に検討すると地方税による財源確保の手法が適当ではないかと考える。

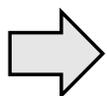
「税方式」とした場合の検討

種類	内容
普通税	その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税
目的税	特定の費用に充てるために課される税



用途を観光振興に限るためには、目的税が適当である。

種類	内容
法定税	地方税法上、地方団体が「課すものとする」と規定されている税 例) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税、事業所税
法定外税	地方税法に定める税目以外で、地方団体の条例に基づき課する税



観光振興に充てられる税は法定税として入湯税を課しており、新たな財源を確保するためには入湯税の課税要件の変更か法定外税の導入が考えられる。

「課税客体」の検討

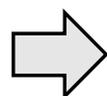
- 法定目的税（入湯税）の場合は、鉱泉浴場に入湯行為を行う者が課税客体となる。
- 法定外目的税とした場合、観光に関わる主体のうち、税負担をいただく課税客体はだれが妥当か。

＜地方税法の原則＞

地方税については、以下の2つの性質を有する税制が望ましいとされている。

- 1) 負担分任性：地方自治体の構成員が広くその共通の費用を相互に分かち合うべきである。
- 2) 応益性：地方自治体の行政サービスの受益に応じて負担をすべきである。

課税客体	既存税	内容
事業者	法人市民税	法定普通税（均等割、法人税割） 豊岡市：法人税割8.4%（2.4%の超過課税） ※令和元年10月1日以降に開始する事業年度分 超過課税上限8.4%
市民	市民税 固定資産税	○市民税 法定普通税（均等割、所得割） 豊岡市：所得割6.1%（0.1%の超過課税） ○固定資産税 豊岡市：1.5%（0.1%の超過課税）
来訪者（主に観光客）		

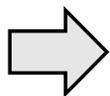


大交流ビジョンを実現するための主体のうち、事業者、市民には、すでに負担をいただいていることから、財源確保のために新たな負担を来訪者に求めることは妥当であると考えます。 11

「行為」の検討

■ 新たな財源確保策として、安定的かつ持続的な税収が見込まれる来訪者の行為について整理し、考察を行った。

行為	事例	導入自治体	検討対象	考察
入域 (市内へ入る)	空港連絡橋利用税	泉佐野市	×	<ul style="list-style-type: none"> ・先進事例は、限られた交通手段での入域行為に対する課税であり、飛行機、鉄道、バス、レンタカーなど多様な手段での入域が想定される本市では導入は難しい ・特に、一般道路等による入域行為の把握は、ほぼ不可能
	環境協力税	沖縄県伊是名村 他2村	×	
移動 (市内公共交通利用)	なし	—	×	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の日常生活との判別が困難であり、来訪者の把握が難しい ・利用料金は一律で設定されており、担税力の判断が難しい
飲食	なし	—	×	<ul style="list-style-type: none"> ・導入事例はなく、既存税と重複せずに課税が可能であるかの検討から行う必要があり、制度化に多大な時間とコストを要する
宿泊	宿泊税	東京都、大阪市、 京都市、金沢市、 倶知安町	○	<ul style="list-style-type: none"> ・他の行為と比較し、制度設計によっては一定規模の財源確保が可能 ・市民の日常利用との判別が一定可能であり、課税対象の把握が容易
買い物	なし	—	×	<ul style="list-style-type: none"> ・導入事例はなく、既存税と重複せずに課税が可能であるかの検討から行う必要があり、制度化に多大な時間とコストを要する
駐車場利用	乗鞍環境保全税	岐阜県	△	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の駐車場には、有料、無料など様々な形態の駐車場があるが、特定の駐車場への課税となるため、財源の規模が限定される ・利用料金は一律で設定されており、担税力の判断が難しい
	歴史と文化の環境税	太宰府市		



課税対象となり得る観光客の様々な行動のうち、来訪者を一定程度把握することが可能であり、来訪者が実際に税を負担する能力（担税力）を有しているかを判断しやすい宿泊行為への課税が適当ではないかと考える。

負担を求める手法等に係る論点整理を踏まえた 財源確保手法の比較検討

事例	種類	行為	対象	論点整理	
				メリット	デメリット
入湯税 (課税免除廃止)	法定目的税の 課税免除廃止	入湯行為	鉱泉浴場 への入湯者	<ul style="list-style-type: none"> すでに特別徴収を行っているため、徴収事務の仕組みへの影響は少ない。 システム導入コストや徴収事務増加が抑制できる。 先行事例もあり、法定目的税として行為や対象としては問題はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 賦課対象が限られるため、地域の偏りが生じる。 徴収税額が地域によって偏り、投資する地域が異なると納得感が得られにくい。 城崎温泉外湯入湯者からの徴収方法の検討が必要である。 複数施設利用者に過重の負担感が生じる可能性がある。 入込客数を押し下げる要因になる可能性がある。
入湯税 (超過課税)	法定目的税の 超過課税				<ul style="list-style-type: none"> 賦課対象が限られるため、地域の偏りが生じる。 徴収税額が地域によって偏り、投資する地域が異なると納得感が得られにくい。 複数施設利用者に過重の負担感が生じる可能性がある。 入込客数を押し下げる要因になる可能性がある。
宿泊税	法定外目的税	宿泊行為	宿泊施設 への宿泊者	<ul style="list-style-type: none"> 担税者の範囲が広いため、安定的で継続的な税収が確保できるため、より観光振興のために投資ができる。 宿泊施設の定義が法律上明確であり、課税主体が分かりやすい。 担税者の範囲が広く、比較的市内での偏りが少ないため、使途への不公平感が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな事務処理が発生するため、人件費が増加する可能性がある。 新税のため、未申告、不申告、過少申告などに対する指導事務が必要となる。 制度の周知が必要となる。 徴収に係る環境を整えるための手間と経費が必要である。 入湯税との重複感を感じられる可能性がある。